

## 管更生工法による下水道工事の発注について

平成25年2月1日

平成25年12月2日（一部補足）

平成26年度より、管更生工法による下水道工事（以下、管更生工事）の品質確保および施工管理体制のさらなる適正化をはかるために、入札参加条件を次のとおり変更いたします。

### 【H.25年度】（H.24年度と変更なし）

平成10年度以降に元請け（共同企業体を含む。）として、公共下水道管渠工事の施工実績があり、配置を予定する主任技術者または監理技術者が、管更生の工法（反転・形成工法または製管工法）協会（一般社団法人日本管路更生工法品質確保協会を含む。）が実施する研修・講習を受講していること。

### 【H.26年度より】

（財）下水道新技術推進機構による技術審査証明を受けた管更生工法の工法協会へ加入していること。

#### （補足説明）

管更生工事では、半製品の更生材を現場で構築する工事の性質上、特に更生作業中の施工計画に基づく適正な管理が必要となります。

また、工事の品質を確保するうえで受注者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で（財）下水道新技術推進機構の建設技術審査証明を受けている下水道管渠の更生工法の工法協会が実施した技能講習の有効な修了証または認定証等を有する者（以下「専門技術者」という。）を当該作業中に現場に常駐させなければなりません。

そのため、入札参加申請時においてこれらの施工能力を確認するため、工法協会へ加入していることを入札参加条件としています。

上記条件のほかに、土木一式工事に登録されている者で、函館市内に本店を有する者であることが入札参加条件となります。

発注等級は、B級以上に格付けされている者を予定しております。

### 《重要事項》

建設業法第26条に基づく配置予定技術者（主任技術者または監理技術者）が、専門技術者を兼ねることは出来ません。

※専門技術者につきましても直接的かつ恒常的な雇用関係が必要です。なお、常駐しなければならない期間は、仕様書に定めます。

### 【問合せ先】

入札、契約に関すること・・・管理部経理課契約担当（Tel0138-27-8722）

管更生工事、管更生の工法協会に関すること

・・・上下水道部管路整備室計画・管路担当（Tel0138-27-8763）